物置及び薪小屋					
門　長屋					
附・新蔵　一棟	桁行二三・〇メートル、梁間三・八メートル、切妻造、西面庇付、桟瓦葺、南面門附属				
土蔵造、桁行五・九メートル、梁間四・〇メートル、二階建、切妻造、東面庇付、桟瓦葺	桁行一六・五メートル、梁間四・九メートル、二階建、切妻造、西面庇付、桟瓦葺				
・板蔵　一棟					
土蔵造、桁行五・九メートル、梁間四・九メートル、二階建、切妻造、南面庇付、西面厠及びハンド附属、桟瓦葺					
・藁置場　一棟					
土蔵造、桁行六・八メートル、梁間四・九メートル、二階建、切妻造、南面庇付、桟瓦葺					
本源寺本堂	桁行二五・三メートル、梁間一八・九メートル、一重、入母屋造、南面唐破風庇付、南面東玄関附属、桟瓦葺 附・棟札　一枚 慶長一二年一一月二七日	五棟	本源寺	岡山県津山市小田中一三七三番地	岡山県津山市小田中
庫裏	桁行二〇・〇メートル、梁間一二・〇メートル、一重、一部二階、切妻造、妻入、南面庇付、東北西面下屋及び西面渡廊下附属、桟瓦葺				
霊屋表門	桁行三間、梁間三間、宝形造、向拝一間、軒唐破風付、背面位牌壇附属、銅板葺				
中門	四脚平唐門、銅板葺				
	一間薬医門、切妻造、桟瓦葺				

○文部科学省告示第百三十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十九条第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財の指定を解除したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年八月七日

文部科学大臣　下村　博文

名称	員数	構造及び形式	関係告示	所有者	所有者住所	所在地
金山寺本堂	一棟	桁行五間、梁間六間、一重、入母屋造、向拝一間、本瓦葺	大正十二年文部省告示第二百十二号 昭和四十五年文部省告示第二百三十一号	金山寺	岡山県岡山市大字金山寺四八一番	岡山県岡山市大字金山寺

○文部科学省告示第百三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年八月七日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	区域	面積
津和野町津和野伝統的建造物群保存地区	島根県津和野町	津和野町後田字新町、字田町、字山根丁、字新丁、字本町、字風呂屋丁、字魚町及び字西町の全域並びに字仁王満、字官場丁、字今市、字羽根、字殿町、字山根、字祇園町、字久保町、字戎町、字万町、字横町及び字横内町の各一部	約一一・一ヘクタール
津山市城東伝統的建造物群保存地区	岡山県津山市	津山市橋本町、林田町、勝間田町、中之町、西新町及び東新町の各一部	約八・一ヘクタール

（備考）　区域に関する図面を、関係県の教育委員会並びに関係市町の教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。